

## 登録自動車と軽自動車の手続きに関する 1 Yes or No クイズ

- a) 車検有効期間が切れている登録自動車は、移転登録はできる Yes No
- b) 旧所有者の車検証上の住所と現在の印鑑証明の住所が違う場合は住所をつなげる必要はない。 Yes No
- c) 印鑑証明の有効日末日が土曜日、日曜日、祝日だった場合その翌日まで有効である。 Yes No
- d) 車両の移転登録において、法人の所有であるものを、その法人の取締役等に移転する時は取締役会議事録等の添付が必要となる。 Yes No
- e) 譲渡証明書並びに委任状において捨印等ですべて訂正できる Yes No
- f) 譲渡証明書の譲渡月日は、委任状の委任月日より後に、なることはない Yes No
- g) 車検有効期間は土曜日、日曜日、祝日だった場合その翌日まで延ばすことができる。 Yes No
- h) 年齢が 19 歳で未成年の場合、結婚していても親などの同意書が必要。 Yes No
- i) 未成年が所有者になっている車両を、移転登録する場合親などの同意書が必要となる。 Yes No
- j) 印鑑証明や住民票などの有効期間は、3ヶ月である。 Yes No
- k) 車庫証明の有効期間は、警察署長の証明日から1ヶ月である Yes No
- l) 青ナンバー等事業用車両、自家用バスなどは、輸送課などで経由印等を手数料納付書にもらわなければ移転登録できない。 Yes No
- m) 譲渡証明書の再発行は許されていないので移転登録できない Yes No
- n) 移転登録と抹消登録を同時に行う、移転抹消登録の場合でも移転登録が絡むので車庫証明は必要となる。 Yes No

- |  |     |    |
|--|-----|----|
| o) 未成年の移転登録には親などの同意書が必要となるが、その同意書には、父母の実印による押印が必要ですが、印鑑証明は、どちらか片方だけでよいことになっている。            | Yes | No |
| p)登録自動車の使用の本拠の位置が村の場合、車庫証明はいらない。   | Yes | No |
| q)軽自動車の車庫証明は、軽自動車の名義を変えてから、後出しとなる。   | Yes | No |
| r) 軽自動車の所有者を変える場合、新所有者が、未成年者の場合親などの同意書が必要となる。  | Yes | No |
| s) 軽自動車の所有者を変える場合、旧所有者の譲渡証明書・印鑑証明はいらない。  | Yes | No |
| t) 軽自動車の所有者を変える場合、車検有効期間切れていても所有者を変えることができる。   | Yes | No |
| u)現所有者が死亡して、相続人が遺産分割協議書で登録自動車の移転登録する場合、各相続人に印鑑証明印を押印してもらうが、印鑑証明書は名義人になる相続人のものだけでよい。        | Yes | No |
| v)車検証を紛失した登録自動車の移転登録に、現在登録証明書を使用できる。   | Yes | No |
| w) 車庫証明の管轄警察署は、使用の本拠の位置ではなく、保管場所を管轄する警察署である。   | Yes | No |
| x) 移転登録により管轄が他の都府県から変わった場合、他の都府県で支払った自動車税の納税証明で車検は受けられない。                                  | Yes | No |
| y) 登録自動車の自動車税は都道府県民税である、軽自動車税については市町村民税である。  | Yes | No |
| z)ローンなどで中古の登録自動車や軽自動車を買った場合、所有権留保がついているケースが多々あります。各クレジット会社ではなく、一括して所有権留保解除の書類を出してくれる団体がある。 | Yes | No |